

令和5年度  
事業計画書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## はじめに

日本経済は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により世界経済の先行きが不透明感の影響を受け、輸入に頼る日本では、石油等の資源、食品原材料、家畜飼料等の高騰が進み、食品等の物価高騰の波が押し寄せている。

新型コロナウイルス感染症に関しては、令和5年を迎えると昨年とは打って変わり急速な感染者減少傾向となり、本年5月8日をもって感染症法の位置付けを2類から5類に移行し、感染症対策が緩和されることになる。これに合わせて商業地域や観光地の賑わいがコロナ前に戻りつつある。

ビルメンテナンス業界に目を向けると、労働人口減少による慢性的な人材不足による苦しい経営状況が続く中、外国人労働者の受け入れとして特定技能制度がスタート、またロボットによる清掃技術も進み、ビルクリーニング分野においての人材不足を補う選択肢となっている。また、国連総会で採択された国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）は、今後の企業活動を継続していくための重要な課題として捉え、より良い未来や地球環境の創造に貢献することが求められている。

一方、大阪府においては、2025年大阪・関西万博が開催に向け、官民一体となって着々と準備が進められている。今回の万博が最先端技術や新たなアイデアを創造発信し、地域経済の活性化や中小企業の活性化につながり、日本全体の企業、ひいてはビルメンテナンス業界が技術的に発展することが期待されている。

当社では、ビルメンテナンス企業向けの講習の開催と刊行物の発行を柱とし、具体的には、労務関係講習、派遣元責任者講習、技能実習制度における養成講習、就労支援研修など幅広く行ってきた。

また、人口減少に伴う労働人口の減少など、社会の変化を見据えた講習会の開催や清掃インスペクションの研究を行うとともに、当社が行っている簡易専用水道検査に関連する業務研究として、マンションなどに設置されている飲用水貯水槽の災害時の備蓄水槽としての活用について広報・検討を行う予定である。

一般社団法人関西環境開発センター（以下、KKC）は、社会の負託に応え、一つひとつ議論、研究を行うことにより、ビルメンテナンス業界、会員企業が抱える課題の解決に向けて、会員企業と連携し、魅力あるビルメンテナンス業界の創造、業界の発展に寄与するために活動するものである。

## 1. 基本方針

この法人の事業の柱を教育訓練関係事業、簡易専用水道検査、及び諸施設管理事業等とし、KKC及び社会を取り巻く厳しい状況に鑑み、従来からの事業を基本とし、事業全体の見直し改善を図りながら新規事業の開拓について検討を行い、より効果的、効率的に事業運営を進め、経営の安定、組織の強化を図り、ビルメンテナンス業界の発展に寄与することを目標とする。

## 2. 事業概要

### <協賛会員の新規会員の拡充>

ビルメンテナンス企業の従事者の資質の向上のための教育訓練、問題解決に向けた研究などをKKCが実施し社会に発信することで、ビルメンテナンス業界の発展に寄与することを目標に事業を推進している。これに賛同し、KKCの活動に参加を希望する企業に対して協賛会員への参加を促す。

### <教育訓練関係事業>

教育訓練関係事業の事業目標であるビルメンテナンス企業等の人材育成、業界の発展のための様々な事業を推進する。その事業内容は、すべての企業に求められる法令順守、社会的責任、環境への配慮と、さらにSDGsへの取り組みを考慮した内容とする。

- (1) 衛生的で快適、安全な環境を提供するという、ビルメンテナンス業務本来の目的を達成するために必要な専門的知識・技術を習得し資質の向上を図る研修、また業務を実施するために必要な法定教育を実施する。社内教育で使用する書籍・DVDなど研修用教材の発行・販売を行う。
- (2) オンラインセミナーの実施に向けて、システムの整備を行う。
- (3) 清掃品質管理評価（品質インスペクション）について、昨年度に引き続き調査研究を行う。
- (4) ホームページや「KKC通信」、Twitter、関連団体の新聞等を通して、教育訓練事業の最新情報とビル管理に関する技術情報や法令改正等を発信する。これらKKCの取り組みを広く発信することにより、KKC事業を広く社会に発信する。

### <簡易専用水道及び店舗の検査事業>

PDCAの考え方を取入れた業務規程や法的基準、国際標準を背景に、検査を行うことにより、施設の衛生状態の向上に寄与する。飲用水貯水槽の災害時の備蓄水槽としての活用について昨年度の研究内容を基に貯水槽の有用性について広報を行うとともに、今後とも検討を継続する。

### <諸施設等の管理業務>

建築物衛生法の目的、基準等を遵守し、管理業務を進める。

### 3. 具体計画

#### 1. 教育訓練の実施

ビル管理業務に携わる方を中心に、様々な業種、階層の方々を対象として、専門的な知識の練成向上を図り資質を高めるための講習を実施する。

##### 1) 建築物衛生法に基づく従事者研修

建築物衛生法で定められた従事者研修を、各企業に代わり集合教育で実施する。

「清掃作業従事者研修」「清掃作業従事者研修(レディースコース)」

「防除作業従事者研修」「貯水槽清掃作業従事者研修」

##### 2) ビルメンテナンス業務初任者研修

新規採用者等を対象に、必要な知識、技能を習得し実務に役立てること目的に実施する。

「ビルクリーニング初級研修」「設備管理初級研修」「ポリッシャー基本実技講座」

「マンション清掃初任者研修」

##### 3) ビルメンテナンス業務実務研修

各業務に必要な専門的、応用的知識を身に付けることを目的に実施する。

「トイレ基礎講座」

##### 4) ビルメンテナンス業務リーダー教育

現場責任者としての責務を遂行するために必要な知識を身に付けることを目的に実施する。

「清掃業務管理責任者レベルアップ研修」

##### 5) 安全・衛生教育

労働者の安全・衛生を確保するための安全教育を実施する。

「危険予知訓練講座」

##### 6) 警備業法に基づく警備員現任教育

警備業法で定められた現任教育(10時間)を部外実施教育として実施する。

「警備員現任教育」(施設警備業務(機械警備業務を除く))

##### 7) 労働者派遣法に基づく派遣元責任者講習

労働者派遣法第36条により選任された、派遣元責任者の講習を実施する。

「派遣元責任者講習」

##### 8) 技能実習法に基づく技能実習責任者等講習

実習実施者で選任しなければならない技能実習責任者等の講習を実施する。

「技能実習責任者講習」「技能実習指導員講習」「生活指導員講習」

##### 9) 就労支援研修

就労支援事業受託団体からの依頼により、日雇労働者や就職困難者等を対象とする技能講習を実施する。

「清掃業務体験講習」「ベッドメイキング講習」「マンション清掃体験講習」

##### 10) その他研修

時宜にあったテーマで随時セミナーを実施する。

## 2. 教育訓練に関する研究事業

### 1) オンラインセミナーの実施に向けた整備

オンラインセミナーの実施に向けシステムの整備を行う。

### 2) 感染症法の理解と発生時の対応について検討を行う。

感染症の特性や効果的な消毒方法などの情報を積極的に収集し、ビルメンテナンスに生かせることを目的に検討する。

### 3) 標準化と清掃業務における品質インスペクションの調査研究

清掃品質管理評価（品質インスペクション）について、昨年度の研究内容をもとに、標準化と精度管理の向上を目指し、調査研究、実施状況調査を行う。

## 3. 教育研修資料等の刊行事業

ビルメンテナンス企業の社内教育等に資するため、書籍の改訂、ビルメン手帳の発行を行う。

## 4. 広報啓発活動の実施

KKCの事業活動に対する関心を高め、一層の理解と協力を求めるため、又KKC会員企業に有益となるような事業を推進する。

ホームページ・Twitter、関連団体の新聞等において、KKCの教育訓練事業等活動を紹介、社会に向けてKKC会員企業の信頼性を高める。

「KKC通信」を発行し、KKCの事業活動、ビル管理に関する技術情報や法令改正等、KKC会員企業に有益な情報を発信する。

## 5. 簡易専用水道検査事業の実施

公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道検査事業を推進する。令和2年4月からは兵庫県の一部を検査対象区域となったことを機に、関係自治体へ小規模受水槽水道調査の必要性も含めて活動状況報告を行う。また飲用水貯水槽の災害時の備蓄水槽としての活用について昨年度の研究内容を基に施設管理者へ災害時対策の大切さと貯水槽の有用性について広報を行うとともに、施設のあり方について検討を行う。

## 6. 店舗衛生検査事業の実施

店舗の衛生状態の向上を目的とし、標準検査基準に基づき、立入検査により施設、設備の衛生状態を調査するとともに、器具などの拭き取り細菌検査を行うことにより総合的評価を加える。

## 7. 諸施設管理業務の実施

主に万博公園関係施設管理者からの依頼により、清掃、防除、空気環境測定等を実施する。